２　初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表第一の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

一～七　（略）

３　（略）

４　第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて各庁の長（その委任を受けた者を含む。）があらかじめ人事院の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定めるところによる。

第七条　（略）

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

第七条の二　給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第一」とあるのは、「別表第二」とする。

別表第一　（第六条関係）

（略）

別表第二　（第七条の二関係）

期間の区分＼職員の区分	２項職員	３項職員
	円	円
１　年未満	35,600	70,000
１　年以上　２　年未満	35,600	70,000
２　年以上　３　年未満	35,600	70,000
３　年以上　４　年未満	35,600	70,000
４　年以上　５　年未満	35,600	70,000
５　年以上　６　年未満	35,600	63,000
６　年以上　７　年未満	34,300	56,000
７　年以上　８　年未満	33,000	42,000
８　年以上　９　年未満	31,800	28,000
９　年以上　10　年未満	30,500	14,000
10　年以上　11　年未満	29,300	
11　年以上　12　年未満	28,000	
12　年以上　13　年未満	26,700	

２　初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

一～七　（略）

３　（略）

４　第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて各庁の長（その委任を受けた者を含む。）があらかじめ人事院の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定めるところによる。

第七条　（略）

（新設）

別表　（第六条関係）

（略）

（新設）